

第 9 回 網走開発建設部総合評価審査委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 22 年 7 月 28 日（水） 網走開発建設部 第 1 会議室	
委員	大島俊之（北見工業大学教授）、高橋 清（北見工業大学准教授）、 辻 修（帯広畜産大学教授） （五十音順）	
議事	<p>1 平成 22 年度総合評価落札方式等の変更点について</p> <p>2 総合評価落札方式の実施状況について</p> <p>3 プロポーザル方式業務の審査について</p> <p>4 個別審査</p> <p>①平成 22 年度総合評価落札方式実施工事の事後審査について</p> <p>②平成 22 年度総合評価落札方式実施予定工事の事前審査について</p> <p>③平成 22 年度プロポーザル方式業務の事後審査について</p> <p>④平成 22 年度プロポーザル方式業務の事前審査について</p>	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
	意見・質問	回 答
	<p>【平成 22 年度総合評価落札方式等の変更点について】</p> <p>「地域精通度」の変更に関し、災害活動とは、具体的にはどのような活動か？</p> <p>技術提案等の採否に関する詳細な通知の運用月日は？</p> <p>技術提案等の採否に関する詳細な通知に関し、「○」、「－」、「×」で業者に通知するということであるが、「－」および「×」は加点要素が無しで同じとすると、「×」を入れる意味は業者に対する注意喚起という位置づけか？</p> <p>「×」が 1 つでも付いた場合、すべてが 0 点になるのか？</p> <p>実績重視型が相当数、減っているが理由は何か？</p>	<p>業者が申請してくる活動に対して、客観的にその活動への参加を証明できることが第一条件である。例えば、新聞報道されたり、表彰されたりした場合はそうである。</p> <p>6 月 1 日から標準 I 型を対象に運用している。</p> <p>「×」が付くと想定されるものは、例えば、法令違反や仕様書を逸脱する提案等が考えられる。「実施不可」の意味である。尚、「×」は、何故「×」なのかその理由を併せて通知する。「－」は、加点要素がなく、「可」という意味である。</p> <p>「×」を含む大項目が 0 点になる</p> <p>実績重視型は、H21 の大型補正予算の執行に際し、入札手続きの簡素化を目的に、緊急的に採用したものである。</p>

H22は、H21と比較して、大幅に工事件数が減となるが、そういう内容を公表しているか？

予算については、年度当初に北海道開発事業費（網走開発建設部分）を公表している。対前年比67%という非常に厳しい数字となっている。また、工事についても、発注見通しとして、工事名、予算規模および工事区分等を公表している。

【総合評価落札方式の実施状況について】

[特に意見なし]

【プロポーザル方式業務の審査について】

業務における履行体制確認は、低入札のものに限って行うということか？

そのとおりである。

プロポーザル業務も対象になるのか？

プロポーザル方式は、業者を特定した後、随意契約となるため、対象としていない。

【個別審査】

①平成22年度総合評価落札方式実施予定工事の事後審査について

北見河川事務所管内 堤防補修外工事 (簡易型)

「配慮内容に工夫が見られる」の項目には、何か1つでも工夫が見られれば、チェックが付き、加点されるのか？

表Aおよび表Bの項目を半数以上網羅し、さらに「配慮内容に工夫が見られた」場合、加点することになる。

その辺のところを分かりやすく記載した方が良いのではないか？

了解。工夫する。

この工事については、結果として、価格1位、提案1位の社が受注したということか？

そのとおりである。

②平成22年度総合評価落札方式実施予定工事の事前審査について

一般国道39号 北見市 学園橋上部工事 (標準I型)

総合評価チェックシートの細かな評価基準はその都度、担当者が作成するのか？

全道の担当者、本例であれば、橋梁の担当者が作成した全道的な「評価項目の一覧表」があり、その中から本工事に適するものを選定し、総合評価チェックシートを作成している。

そうであれば、その「評価項目の一覧表」を示して頂き、選定過程を本委員会で審議する必要があるのでないか？

了解した。次回から、提示する。

評価基準に挙がっている以外の提案は、全く評価しないのか？

③平成22年度プロポーザル方式業務の事後審査について

網走川流域地域 地方整備方向検討調査業務（簡易公募プロポーザル）

細かく評価されていて、担当者の評価に要する時間が相当なものと思われる。

先ほど例のように、あらかじめ総括表が網羅されていて、そこから必要事項を抽出してくる方が簡易で良いのでは？ 提案する側も、評価する側も、楽な方法・スタンダードを作っていた方が良いのではないか？

このやり方は、農業部門だけで、道路や河川は行っていないのか？

④平成22年度プロポーザル方式業務の事前審査について

サロマ湖漁港 施設整備検討業務（簡易公募プロポーザル）

入札資料にある、「業務規模6百万円」とは、なぜ総額を公告せずに、「諸経費および技術経費を除く、6百万円」と公告しているのか？

この業務内容の適正な価格はどうやって算出するのか？

本来、このような業務は、随意契約にすべきだと思うが、随意契約そのものが否定されている状況にあっては、3年とか5年というような複数年のプロポーザルとすべきである。

各評価項目の中に、「その他」を設けてあり、その中で評価できるものは、評価することとしている。

ご指摘を参考に、いろいろな手法を試していきたい。

農業部門を参考に評価するようにしている。

起算点によって、旅費等の諸経費が変わってくることから、共通した直接人件費としての6百万円で公告した。

プロポーザル業務は標準歩掛りのないものが多く、過去の実績を参考に業務予算規模を設定し公告する。特定された業者の参考見積もりを基に積算することになる。

過去に、2ケ年のプロポーザルを行ったものがあるが、随意契約は非常に難しい状況。業務においても、国債を設定し、複数年で行うことも可能ではある。